

議提議案第 号

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成二十四年 月 日

資料 3

提出者

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会定例会の招集回数に関する条例（昭和三十一年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年二回」を「毎年一回」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年二回これを招集する。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

定例会の会期の見直しに伴い、定例会の招集回数について、所要の改正を行う必要がある。これらが、この議案を提出する理由である。